

アメリカ独立革命はなぜ市民革命の1つだとされるのか教えてください。

はじめに：市民革命とは何か？

新学習指導要領で設置された「歴史総合」では、資料を活用した歴史の学びといった歴史教育法の変化に注目が集まる一方、個別の地域・時代の歴史事象の扱い方においても従来の科目とは異なる点が見受けられます。そのなかの一つが、アメリカ独立革命とフランス革命の世界史上の位置づけです。すなわち、「歴史総合」では、米仏の革命を「市民革命」と位置づけ、立憲体制や国民国家の成立といった近代民主主義社会の基礎を築いたできごととみなし、明治維新や大日本帝国憲法の制定など、日本における近代国家の成立へと波及する動きを形づくった、としています(文部科学省「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編」平成30年7月(令和3年8月一部改訂)、pp. 147~149)。この市民革命という用語の採用は「歴史総合」の大きな特徴の一つで、旧学習指導要領の「世界史A」「世界史B」にも、そして新学習指導要領の「世界史探究」にも、市民革命という用語は登場しません。

しかし、このことは市民革命が新たに登場した概念であることを意味するものではありません。読者のなかには、市民革命と聞いて、17世紀のイギリス革命と18世紀のアメリカ独立革命とフランス革命の三つのことだと習った方もいるのではないかと思います。そもそも、市民革命とはマルクス主義におけるブルジョワ革命の訳語であり、市場経済の担い手たるブルジョワ階級＝市民が、特権身分の国王や貴族にかわり権力を奪取して市民社会を打ち立てる革命と定義されます。このマルクス主義的な歴史理解では、フランス革命を典型とする近代の諸革命に封建制から資本主義への移行という社会経済過程におけ

る画期を見出します(高橋幸八郎『市民革命の構造 増補版』御茶ノ水書房、1966年)。他方、市民革命という語を用いて、立憲主義や個人の権利保障を中心とする近代国民国家の成立を見出そうとする立場があります。この法学的見地では、ブルジョワ革命論を下敷きしつつ、旧体制における身分制的構造の解体と、法の下での平等にもとづく自由な個人の解放——シトワイヤンとしての市民の形成——が、イギリスやフランスでは革命を通じて達成されたと論じられます(樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』勁草書房、1973年)。いずれの立場においても、敗戦に至った戦前日本のあり方を反省し、西欧近代の経験に正常な近代社会への発展モデルを求めた戦後史学の問題意識を共有し、市民革命をいわば近代化の里程碑として理念化したのでした。

しかし、今日、ブルジョワ革命論には修正主義の立場から実証的な批判がなされ、イギリス史においてもフランス史においてもその基本的なテーゼは否定されています(柴田三千雄『フランス革命』岩波書店、2007年。近藤和彦「イギリス革命」の変貌——修正主義の歴史学』『思想』964号、2004年、pp. 42~51)。新学習指導要領に、「18世紀後半以降の欧米の市民革命や国民統合の動向については、(中略)この時期の西ヨーロッパとアメリカ合衆国で、市民の政治的発言権の拡大が進み、立憲体制に基づいた国民国家の形成が生まれたことを扱う」という記述がみられることから(「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 地理歴史編」p. 148)、「歴史総合」で用いられる市民革命は、本来のマルクス主義的ブルジョワ革命論を換骨奪胎し、立憲主義や民主主義に基づく国民国家体制の成立という側面をもつら意味しているようです。

アメリカ独立革命は市民革命か？

以上のような来歴をもつ市民革命ですが、アメリカ独立革命は市民革命の一つであるという命題は、実は一般に考えられているほど自明ではありません。意外に思われるかもしれませんが、合衆国のアメリカ史研究者のなかに、アメリカ革命(合衆国ではアメリカ革命 the American Revolution と呼ぶのが通例です)を市民革命として把握している人はほぼ皆無です。アメリカ史の文脈では、アメリカ革命と市民革命はむしろ相性の悪い組み合わせといえます。ここには日本や英仏とは異なるアメリカの史学史的背景があるのですが、アメリカ独立革命と市民革命の関係を論じるには日米両国における史学史の検討が欠かせません。

というのも、市民革命が本来マルクス主義の概念であることはすでに述べた通りですが、アメリカでは戦前から戦後にかけて反共主義が強く、マルクス主義の影響は限定的でした。アメリカ史においては、マルクス・エンゲルス流の史的唯物論や階級闘争史観は受容されず、日本における日本資本主義論争や戦後史学に相当するような、マルクス主義に立脚した歴史像は議論の俎上に上がりませんでした。ピアードらの革新主義史学のように、階級対立を強調してアメリカ革命を一種の社会革命として把握する試みも勢いをもったものの、フランス革命にみられた封建的諸特権の廃止のような社会構造を根底から変革する契機をアメリカ革命に見出すことは難しかったのです。

そうしたなか、戦後のアメリカ社会科学で強い影響力をもったのが、アメリカ例外論です。これはハーヴァード大学で政治学を講じたルイス・ハーツの『アメリカ自由主義の伝統』(1955年)で明確に打ち出されたテーゼですが、ヨーロッパと異なり歴史的に封建制が成立しなかったアメリカでは、打倒すべき封建的特権層が存在しないために階級闘争も生じることなく、初発より中産市民による自由主義と民主主義が貫徹する社会として成立したとされます(有賀貞訳、講談社、1994年)。ここには冷戦期におけるソ連とのイデオロギー闘争が多分に反映されていますが、ハーツの議論が示唆するのはアメリカにおけるブルジョワ革命の不在です。廃棄すべき封

建制をもたないため、ブルジョワ革命は起こりようがありません。こうしたアメリカ例外論は、歴史学においてはリチャード・ホフスタッターらコンセンサス学派と呼ばれる歴史家たちによって共有され、1950年代に全盛を迎えます。

このように、合衆国ではアメリカ革命をブルジョワ革命として把握する動きは主流になり得ませんでした。1960年代に登場し、コンセンサス学派を批判したニューレフト史家たちはアメリカ社会内部に階級闘争を見出しますが、彼らが歴史の変革主体として着目したのはブルジョワではなく民衆でした。

日本のアメリカ史研究では、一部の研究者が独立革命をブルジョワ革命として把握することを試みた例はありますが、独立革命解釈における主流とはなりません。注目すべき例外は、黒人史研究の分野にみられました。黒人を抑圧された労働民衆として研究対象とした一群の研究者たちは、奴隷制と南部プランテーション制度を前近代的制度とみなし、独立革命と南北戦争を「前近代的生産関係の克服」のための2つの「ブルジョワ民主主義革命」と規定しました(本田創造『アメリカ黒人の歴史 新版』岩波書店、1991年)。今日、こうした見方は歴史の実態にそぐわない「史的唯物論にもとづく『観念論的』進歩史観」として批判の対象とされています(上杉忍『アメリカ黒人の歴史——奴隷貿易からオバマ大統領まで』中央公論新社、2013年)。

それでは、アメリカ革命を市民革命としてとらえることは不可能かという、必ずしもそうとはいえません。アメリカ革命は本質的にはイギリス国内部の主権をめぐる本国議会と植民地議会の政治闘争として理解されるべきだと考えますが(その点で絶対王政の打倒という理解は適切ではありません)、独立宣言にみられるように、その闘争はフランス人権宣言と共通する人民主権や平等といった啓蒙の理念を政治綱領として進められたという側面があるからです。独立宣言にジョン・ロックの影響とされる自然権思想や革命権がみられることは常識ですが、社会契約にもとづいて個人の自由や所有権を保障する政府を設立するという論理は、近代立憲主義思想の基礎とされます。共和主義解釈の登場によって相対的にその地位を低下させたとはいえ、アメリカ革命におけるロックの影響力を否定することはできま

せん(大森雄太郎『アメリカ革命とジョン・ロック』慶應義塾大学出版会、2005年)。しかし、同時に、近年は革命期の人権思想が大西洋世界における共感の成立や急進的啓蒙思想の浸透によって形成されたとする研究も現れています(リン・ハント(松浦義弘訳)『人権を創造する』岩波書店、2011年。ジョン・イスラエル(森村敏己訳)『精神の革命——急進的啓蒙と近代民主主義の知的起源』みすず書房、2017年)。市民革命が、こうした大西洋革命としての側面を包摂する概念であるかどうかは議論の余地がありますが、アメリカ革命において近代的政治理念が示されたことに疑いの余地はありません。

独立宣言とともに、合衆国憲法にも市民革命の原理が示されていることは明らかです。「われわれ合衆国の人民(“We the People of the United States”)」というフレーズで始まる合衆国憲法の前文では国民主権が明示され、以下に続く条文では立法権、執行権(行政権)、司法権の順番に、権力分立に基づく政府の構成＝国家のかたち(constitution)が示されます。そして、憲法批准時の批判に対応する形で、1791年には「権利章典」とも呼ばれる10条からなる最初の憲法修正条項が成立し、信教や言論の自由、デュー・プロセスといった基本的人権の保障規定が定められました。こうした立憲的国家体制を成立させた点において、アメリカ革命を市民革命の要素をもった革命だとみなすことが可能です。すなわち、アメリカ革命は、マルクス主義的な意味での市民革命とはみなせないが、国制論的・権利論的側面では市民革命の条件を満たすといえるでしょう。

おわりに：市民革命という理念と歴史の現実

以上で論じてきたように、市民革命は歴史的負荷の大きな概念であるため、それをを用いる際には注意が必要です。とりわけ、それが戦後史学という特殊日本的マルクス主義の文脈の中で形成され、戦後日本の近代化のモデルとして理念化された概念であることは強調してもし過ぎることはありません。フランス革命やアメリカ革命に市民革命的な要素が見出せることは確かですが、その側面のみを強調すれば、革命という巨大かつ多面的な事象の一部のみを取り出して提示することになりかねません。そのため、市民革命という語の使用を慎重に避けている教科書

も少なくないようです。

また、たとえ国民主権や基本的人権の保障の確立という意味での市民革命という語の使用が適切だとしても、当時その恩恵にあずかったのはあくまで一部の人々とどまったという点にも注意する必要があります。つまり、アメリカ革命を経験した女性や奴隷とされた人々、そしてアメリカ先住民にとって、それはいかなる意味においても市民革命とはいえませんでした。共和政国家として独立したアメリカ合衆国では、共和国をみずから統治する市民の形成がめざされましたが、ここで市民とみなされたのはもっぱら白人男性でした。白人女性も政治意識を高め、男性からも共和国市民を育成する母としての役割が求められたものの、彼女たち自身には財産権(既婚の場合)や参政権といった基本権は付与されませんでした。また、奴隷制が維持されたために、アフリカ系の人々は人権や平等を保障されませんでした。当初、合衆国憲法には奴隷制を保護する条項すら存在したのです(第一条第二節、第四条第二節)。先住民に合衆国市民権が賦与されたのは1924年のことです。アメリカにおいて基本的人権がすべての国民に保障されるには、1860年代の南北戦争や1950～60年代の公民権運動を経る必要があったのです。市民革命という語を用いる際には、誰にとっての、どのような意味での革命であったのかを十分吟味する必要があるでしょう。

(わにぶち・しゅういち／明治大学文学部准教授)